

総務関係<つづき>

2	財産の取り扱い	佐久市・臼田町・浅科村・望月町及び佐久下水道組合が所有する財産（土地、建物、債権及び債務、基金等）は、新市へ引き継ぎます。 各市町村が事業実施等の目的を持って積み立てている特定目的基金については、引き続き計画的に積立を行い、新市に引き継ぎます。同一の目的を持った基金は、合併時、統一することを基本に調整します。
3	望月町地域コミュニティーセンター使用料	望月町が使用料を徴収しています。 合併時、現行どおりとしますが、新市において他の類似施設との整合性を図ります。
4	区長会	4市町村間で、組織と運営方法に違いがあります。合併後、新市の区長会を組織します。 【区長数】239名 理事会及び地区区長会を組織し、全区長による区長総会を年度始めに開催します。
5	区長会理事会	佐久市が理事会を組織しています。合併後、地区ごとに理事を選出して理事会を組織し、区長会の運営と連絡調整を行います。また、理事会により諸事項を審議決定します。 【理事選出：合計26名】 ○佐久市（15名） 岩村田地区（13区）、小田井地区（3区）、平根地区（3区）、中佐都地区（8区）、高瀬地区（8区）、野沢地区（12区）、桜井地区（4区）、岸野地区（12区）、前山地区（6区）、大沢地区（6区）、中込地区（16区）、平賀地区（14区）、内山地区（10区）、三井地区（7区）、志賀地区（5区） ○臼田町（4名） 臼田地区（20区）、切原地区（7区）、田口地区（13区）、青沼地区（4区） ○浅科村（3名） 中津地区（3区）、甲地区（3区）、南御牧地区（3区） ○望月町（4名） 協和地区（10区）、春日地区（19区）、布施地区（14区）、本牧地区（16区）
6	地区区長会	佐久市・望月町が地区区長会制をとっています。合併後、新市において地区区長会を組織します。 【地区割：合計7地区区長会】 佐久市 浅間地区区長会（35区）、野沢地区区長会（40区）、中込地区区長会（40区）、東地区区長会（12区） ○臼田町 臼田地区区長会（44区） ○浅科村 浅科地区区長会（9区） ○望月町 望月地区区長会（59区）
7	特別会計	4市町村で、特別会計設置項目に違いがあります。 合併時、4市町村の特別会計を存続させ、会計が類似するものについては、一元化します。 ただし、望月町の土地取得特別会計は平成16年度で事業終了となるため、合併時、廃止します。
8	一部事務組合等出納業務	望月町が実施しています。合併前に、出納業務を分離します。 各組合・企業団は独立した団体であり、その出納業務は本来各団体が実施すべきものです。 【該当団体】○川西保健衛生施設組合 ○北佐久郡老人福祉施設組合 ○望月町外1市水道企業団
9	振興公社	佐久市・望月町は社団法人を設置しており、臼田町は財団法人を設置しています。 1. 社団法人は、経営の安定化、組織の効率化を図るため、合併後1年以内に望月町振興公社を解散し、統合します。 ・名称は「社団法人佐久市振興公社」とします。 ・望月町振興公社の解散に伴う残余財産寄付先は、（社）佐久市振興公社を基本としますが、具体的には、解散手続きの事務処理に合わせて協議します。 2. 財団法人は、合併時、事業の整理を行い、存続します。 ・名称は「財団法人佐久市文化事業団」とします。
10	常備消防事務	4市町村とも実施していますが、佐久市は佐久消防署、臼田町は北部消防署、浅科村・望月町は川西消防署と管轄区域に違いがあります。合併時、新市において実施します。 新市を管轄する消防署が3消防署にまたがることとなりますが、119番受信時等の指揮命令系統を統一するよう、佐久広域連合消防本部と引き続き協議を行います。
11	佐久広域連合(消防本部負担金)	4市町村とも同様に負担しています。 合併時、新市において佐久広域連合の負担割合に基づき負担します。
12	佐久広域連合(消防公債費負担金)	4市町村とも負担していますが、佐久市は佐久消防署、臼田町は北部消防署、浅科村・望月町は川西消防署に対し負担しています。 合併時、新市において佐久広域連合の公債費負担金割合に基づき負担します。
13	佐久広域連合(高速救急業務経費負担金)	4市町村とも同様に負担しています。 合併時、新市において佐久広域連合の負担割合に基づき負担します。
14	佐久広域連合(常備消防負担金)	4市町村とも負担していますが、佐久市は佐久消防署、臼田町は北部消防署、浅科村・望月町は川西消防署に対し負担しています。 合併時、新市において負担します。なお、負担金算出割合について違いがありますので、佐久広域連合と協議が必要になります。
15	消火栓用ホース・器具配置	消火栓用ホース・器具の配置方法に違いがあります。 合併時、新設の場合は新市において設置し、更新の場合は補助制度により実施します。 新設は、消火栓用ホース器具を一体として配置します。更新の場合は、地元区事業主体とします。 【補助率】購入価格の70%以内。ホースは消火栓1基につき3本を限度とします。
16	消防詰所・車庫・器具置場の新築、増改築	佐久市・浅科村は補助制度、臼田町は公費、望月町は公費と地元負担で建設しており、違いがあります。 合併時、新市において補助制度により実施します。 消防団の班と区は密接に関係しているので、地元区等を事業主体とした一定条件を付し、補助率や限度額等を定めた補助要綱で運用します。 公民館等の施設と併用し建設する場合も、消防施設として使用する部分は補助要綱を適用します。 【補助率】50%以内 【補助限度額】器具置場 50万円、消防車庫 70万円、消防詰所 250万円
17	警鐘楼の新築・修繕・移転	新設については臼田町・浅科村・望月町が公費で設置し、佐久市は補助制度で実施しています。 修繕・移転については浅科村のみ地元負担があります。 合併時、新設は補助制度により実施します。なお、修繕、撤去のみの場合は公費で行います。 【補助率】50%以内 【限度額】50万円